

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和8年9月3日

福島県土木部道路管理課長 伴野 史典

1 業務概要

(1) 業務名

路面下空洞調査業務委託（道維・維補）

(2) 業務内容

福島県が管理する道路において、突然発生する道路路面の陥没事故を防止し、安全安心かつ円滑な通行を確保するため、路面下空洞探査車等を用いて道路路面下の空洞の有無を調査・解析し、現状の把握を行うものである。

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年11月30日まで

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、技術提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、路面下空洞調査業務委託（道維・維補）公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

募集要領3の要件を全て満たすものとする。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎4階）

福島県土木部 道路管理課

電 話：024-521-7474 FAX：024-521-7951

E-mail：dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

① 配布期間

令和8年9月3日（木）から令和8年9月14日（月）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）

② 配布方法

事務局のホームページにより配布。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>)

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年9月28日（月）17時までに、上記4（1）の場所に1部を持参又は郵送又は電子メールにより提出すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。